

質問書回答

2016年12月26日

「(案件名) バングラデシュ国人材育成奨学計画準備調査」

(公示日: 2016年12月14日/公示番号: 160972) について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	13 頁(4) 渡航制限及び第 3 国への招へいについて	<p>バングラデシュへの業務渡航について緊要度の高い案件については実施が認められるようになったと理解しています。</p> <p>本案件では、タイでの調査を念頭に置きつつも、好事例等の聴き取り調査等のバングラデシュ現地での調査も想定されていますが、緊要度の高い案件として実施する予定でしょうか。また、実施される場合、どの程度の期間を想定されているでしょうか。</p>	<p>現時点では、緊要度の高いものとして実施する方向で想定していますが、最終的な判断は具体的渡航計画を策定する段階で、当該時点での治安情勢、現地受け入れキャパシティや講じられる安全対策等勘案しての判断となります。現地調査の場所をバングラデシュ国に振り替えることが可能となった場合には、契約変更による対応を想定しております。</p> <p>現地調査は、第三国、バングラデシュのいずれで行う場合でも、合計3回を予定しており、1回目は2月下旬にニーズ調査、2回目は3月に官団員参加によるOC実施やミニッツ署名、3回目は4月に基本契約説明となります。</p> <p>現地滞在期間は各々3日間~5日間の予定ですが、特にバングラデシュで現地調査を行う場合には、治安情勢及び安全対策措置をふまえての検討となります。</p>
2			

以上